

甲斐市議会バイオマス産業都市構想特別委員会会議録

1. 開催日時 令和元年6月10日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（10名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	保坂芳子君
	伊藤毅君		滝川美幸君
	五味武彦君		金丸寛君
	松井豊君		清水正二君
	有泉庸一郎君		山本英俊君

欠席委員（なし）

傍聴議員（8名）

議長	長谷部集君		加藤敬徳君
	秋山照雄君		清水和弘君
	横山洋介君		金丸幸司君
	赤澤厚君		斉藤芳夫君

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	石合雅史君	環境課長	中込広人君
バイオマス 推進係長	小田切英規君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	本田泰司	書記	興石文明
書記	長田大地		

内容

- 1 日立造船（株）における設備認定の変更手続きについて
- 2 その他

開会 午後 1時27分

○書記（長田大地君） 改めましてこんにちは。

ご参集大変お疲れさまです。

ただいまからバイオマス産業都市構想特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き、委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、内藤委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 皆さん、改めましてこんにちは。

梅雨に入りまして余りすっきりしない天気が続くわけですけれども、時季ということで恵みの雨になるかもしれません。そんな中できょうはバイオマス特別委員会、ご参集まことにありがとうございます。

前回については、協定書の中身について審査、審議をいただいたわけですけれども、若干今回は日程についてのまた、ちょっと若干、内容的には後戻りするような形になろうかと思っておりますけれども、事務手続上の内容ということでご理解をいただく中で活発なるご議論をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これよりバイオマス産業都市構想特別委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（内藤久歳君） なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますのでご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はさきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため、人数を申し上げます。

甲斐市民クラブ2人、創政甲斐クラブ2人、新政会1人、公明党1人、颯新クラブ1人、

日本共産党甲斐市議団1人となっております。

これより、次第の3、内容に入ります。

(1) 日立造船(株)における設備認定の変更手続きについて、担当より説明を求めます。

なお、1から2について質疑を受け、その後、3の説明を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

担当より説明をお願いします。

中込課長。

○環境課長(中込広人君) 大変お疲れさまでございます。よろしく願いいたします。

それでは、環境課から木質バイオマス発電事業に係る日立造船株式会社における設備認定の変更手続きにつきましてご説明させていただきます。

本年2月8日に開催されました本特別委員会においては、1月8日付で設備認定の名義変更及び計画変更の申請を行った旨をご説明させていただきました。その際、通常3月から4か月ほどの審査機関を経て設備変更となり、現在認定待ちの状況であるともご説明させていただいたところでございます。

本日の本特別委員会においては、設備認定変更手続きに係るてんまつと今後の対応などにつきまして、ご説明、ご理解をお願いするものです。

それでは、バイオマス産業都市構想資料1ページをお願いいたします。

まず、1の設備認定の名義及び事業計画の変更についてであります。

本市の木質バイオマス発電事業に係る経済産業省が認定する設備認定につきましては、平成27年7月に、株式会社ふるや森林資源研究所が取得しておりますが、発電事業予定者が日立造船株式会社となり、名義及び事業計画の変更が必要となったところであります。そのため、日立造船は平成31年1月8日に名義及び事業計画の変更申請を行い、現在経済産業省から変更認定されている状況であります。

一方、平成29年4月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び同法施行規則が改正され、FIT法及びFIT法省令の内容に沿った適正な事業実施のための考え方を記載した事業計画策定ガイドライン、平成29年3月に策定されたものであります。このガイドラインも平成30年4月に改訂され、その内容といたしましては、特に未稼働案件の防止措置などが追加されたところであります。

このような状況の中、変更認定された日立造船の設備認定、正式には、現在は事業計画認定といたしますが、これらの改正内容に抵触していたことから、本市及び日立造船において経

経済産業省に直接出向き確認したところ、近い将来、認定が取り消しとなることが判明いたしました。

経済産業省でお会いした方は、FIT制度を直接担当いたします新エネルギー課の担当課長補佐と担当係長2名の計3名であり、この3名の方は制度変更に関与している方です。したがって、本市の木質バイオマス発電事業の実施につきましては、新たに認定を取得しなければならず、認定申請する場合につきましては、現在の新ルールに基づいた申請が必要となるところであります。

2のFIT法の改正についてであります。

これまでに再生可能エネルギーの長期安定電源化の実現のため、FIT法を初めとする関連法案が整備され、平成24年7月の固定価格買取制度開始以来、再生可能エネルギー導入量は約2.5倍、平成28年10月時点に増加したところでありますが、既認定未稼働案件の積み上がりなどの課題も顕在化してきております。

この未稼働案件であります。太陽光はもとよりバイオマス発電につきましても、設備認定を取得している中の約7割が現在未稼働となっているところであります。これらの課題の改善及び再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に向けて、FIT法及びFIT法省令ガイドラインが改正されたところでございます。

本市の木質バイオマス発電事業の実施及び日立造船の新規取得に当たり、最も関係する改正事項は次のとおりであります。

まず、大きな柱として、新認定制度の創設であります。①の認定対象が発電設備から事業計画に変更しての適切かつ確実な事業実施を確保する仕組みとなっているところであります。この適切かつ確実な事業実施の確保に当たっては、②の未稼働案件の排除と新たな未稼働案件を防止する仕組みがルール化されました。

そのルールの1点目といたしましては、既認定案件につきましては、設備発注期限を認定日から2年とした上で、この期限を超過した場合は、環境アセスメント等の合理的理由がなければ認定を取り消しとするものであります。

また、2点目といたしましては、新規認定案件につきましては、運転開始期限を認定日から4年とした上で、期限内に運転を開始できない場合は期限を超過した分だけ月単位で調達期間の20年が短縮するものであります。

今回の認定取り消しにつきましては、1点目の既認定案件は設備発注期限を認定日から2年とした上で、期限を超過した場合は合理的理由がなければ認定を取り消しという部分に抵

触したものでございます。

実は、本市及び日立造船においても、FIT法の改正、ガイドラインの改訂内容につきましては、承知する中でこの内容について危機感を持っておりましたが、当初クリアーできるものと考えておりました。その理由といたしましては、2年の起点の認定日は平成27年7月7日、変更認定された日なのかという点が不明でありました。また、企業にとって大きな権利を法や制度運用の改正によるものであっても、遡及適用し奪うことによる訴訟リスクを国が負う点であります。

これらの点を昨年3月と担当者がかかわった4月の2回、日立造船が確認のため関東経済産業局を訪れた際、担当者からは実行するかわからないので粛々と進めてくださいとの旨の説明を受けておりましたので、日立造船サイドにおいては認定が取り消しされることはないと考えておりました。しかしながら、変更申請を行っている中で、不安要素があることは否めないため、本庁に直接確認したところ、名義変更は認めるものの、その変更となった設備認定は近い将来、正式な手続を経る中で取り消しを行うとのことでありました。

結果的には、後ほどご説明いたしますが、この近い将来、認定取り消しの件を受け、日立造船においては経営者会議を4月に開催し、取り消しの内容、今後の方針等について協議した結果、新たに設備認定を取得し、本市において木質バイオマス発電事業を実施する意向を確認いたしました。

本市といたしましても、若干のスケジュールのおくれは生ずるものの、昨年5月に日立造船と締結いたしました基本合意書を履行するために、日立造船サイドが判断したものであるとともに、バイオマス産業都市構想の実現のため取り組みを継続することといたしました。

以上が設備認定の変更に係る手続の一連の経過でありますので、ご報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答方式とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。質疑等がありましたらお願いいたします。
有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今説明していただいて、結局詰まるところは、結論を簡潔にちょっと言ってくれますか。申請は今どのような状態になっているということですか。

- 委員長（内藤久歳君） 中込課長。
- 環境課長（中込広人君） ふるやから取得いたしました日立造船さんの設備認定につきましては、現在は取り消しにはなっておりませんが、現在取り下げを経済産業省にいたしまして新規申請を申請しているところでございます。
- 委員長（内藤久歳君） 有泉委員。
- 委員（有泉庸一郎君） その新規申請をしているのが、いつごろ認定というか、そういうのが通るわけですか、それは。
- 委員長（内藤久歳君） 中込課長。
- 環境課長（中込広人君） 後ほど後半で説明をいたしますけれども、5月29日付で経済産業省のほうに申請のほうを提出しております。通常でいきますと標準審査期間は4カ月というふうに言われていますので、9月下旬前後に認定がおりるのではないかというふうに考えているところでございます。
- 委員長（内藤久歳君） 有泉委員。
- 委員（有泉庸一郎君） 何回もくどうようですが、そうすると9月ごろにはもうこの事業が進展していけるということですね。認可がおりるということですね。
- 委員長（内藤久歳君） 中込課長。
- 環境課長（中込広人君） 基本的には認定がおりた際には、今度は基本協定書を締結して事業化というふうに進むものと思っております。
- 委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。
清水委員。
- 委員（清水正二君） 時系列的に聞きたいんですけども、古屋製材が持っていた設備認定を日立造船が譲渡され、譲渡というかこういう形をとったわけですね。それがために、このあれだと名義はかえられるけれども、設備認定としてはもう認可されないという形が今の現状ということですよ。
- 委員長（内藤久歳君） 中込課長。
- 環境課長（中込広人君） 基本的に名義変更は認められました。ただし、設備認定の日から2年以内に設備発注をしなければ取り消しとなるといったことで、平成27年7月に取得というふうな、そこが起点になりますので、基本的には平成29年7月までに設備発注をしていなければならないという内容に抵触しておりますので、正式な手続を経て、今後近い将来、その設備認定については取り消しになりますよということを経済産業省の職員の方からアド

バイスをいただいたところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水正二君） それで取り下げたのはどっちだかわからないけれども、古屋製材のほうで取り下げたのか日立造船のほうで名義変更して取りかえたのか、それはわからないんですけれども、今度新しくその設備認定を出したのはどっちのほうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的には、旧認定につきましては日立造船さんに名義は変更になりましたので、仮に取り消しされるとすれば日立造船さんの認定が取り消しされるというふうになっております。しかしながら、今回新規に取り下げをして、新規に取得するのは日立造船さんが直接申請者となって申請するものでございます。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水正二君） この設備認定にすれば日立造船が事業主体になってやるということで、形としてはすっきりした形になっていくということですよ。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 今度新しく出した場合には、4年間の間にその何らかの土地取得なり何なりした形でアクションを起こしていかなければならないという形の認定になるということですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 1ページの下段に書いてある②のとおり、既設備認定、既に設備認定を受けている案件につきましては、発注期限を認定日から2年というふうな縛りがございますが、新しい認定、今から取る認定につきましては運転開始期限を認定日から4年というふうな中で、4年以内に運転を開始すればペナルティはないというような内容でございます。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水正二君） そうした中で、一応それが認可される見込みだということで、日立造船からもそういう感触を得ているということですよ。それが今後そういった事業体の中に、例えば今まで調達のほうは別にそれはいいですよ、日立造船と古屋製材とのやりとりの中でできるけれども、その事業体として今までの枠組みとかそういったものは、日立造船のほ

うではどのように考えているんですか。わかりますか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 設備認定は日立造船さんがまずは取得いたしますけれども、最終的に発電をするのはSPCになりますので、その設備認定を取得した日立はSPCに設備認定を譲渡するというか、そちらのほうに名義変更するというふうな中でございます。

これまで私どもが本委員会にもご説明していましたが、基本的にSPCのスキームというのは、まず日立造船さんが8割ぐらいの出資をすると、それで残り2割をいわゆる材料を供給する林業家、名前を出させていただきますと卯月林業とか七保というふうな会社がそちらのほうを出資をし合うというふうな形を伺っているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） FIT法の改正についての真ん中あたりに、既認定未稼働案件の積み上がりなどの課題も顕在化してきたと、この辺の具体的な内容について教えてもらいたい。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 先ほど説明の中でも少しお話をさせていただきましたが、太陽光につきましては今未稼働案件が非常に多いという中で、一方、バイオマス発電も同様な状況の中で、認定を持っている中の約7割がいわゆる稼働していないというような状況の中で、そこを国のほうは問題視しているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） その7割が稼働していない、いろいろ理由はあると思うんですが、主な理由というのは何でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 詳しい内容はそれぞれよくわかりませんが、基本的には大部分がいわゆる外国の材料を使ったものが、そういったものが非常に多いというふうなことは伺っているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） これは上から五、六行目ですね。平成30年4月に改訂されたということですね。これによって、この時点で去年の4月に改正、改訂されていた、ところがその事前の1カ月か2カ月前には、当局も、それから日立造船側もいけるだろうと、今までの

やつでいけるだろうということで判定したわけですよ。今回は、今度は抵触している。この辺、本庁の考え方と、昔の通産省かな、そっちのほうの出先機関の判断なのか。それとも本庁側と折衝したのか、この辺はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） この平成30年4月にバイオマス発電に係るガイドラインが改訂になったと、その内容につきましては私どもも非常に承知をしているところでございました。また、日立造船サイドもこれには承知していたところでございますが、基本的に窓口となっている関東経済産業局の担当者に3月と4月、担当がかわりましたので相談しに行ったところ、いわゆる出先である関東経済産業局につきましては、その辺のことを十分把握していなかったというふうなことは今になって思うところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 出先機関の判断で大きな事業なのに、その判断だけで進めちゃったということだと思うんですが、そうすると、今後は本庁と直接いろんなものをやり合っちゃらないと、また違う条件が出てきてだめだとか、やり直しだとかいうこともあり得ると思うんですよ。今後のその相談機関というのは、日立造船も含めて、どことどうやるんですか。この辺をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 昨年、30年4月には、そういった出先の関東経産局のほうに行ったらそういった答えが返ってきたといったことで、今回改めて、ことしの2月、やはりこの重要な事業でございますので、私どものほうで本庁のほう、経済産業省の新エネルギー課のほうにアポを取って、直接の担当者と内容についてお聞きをしたらば、基本的には取り消しになるよというようなことを言われたところでございます。

今後につきましても、基本的に本庁のほうでは受け取らないというふうに言われております。申請のほうはもう既に提出してありますけれども、基本的には本庁と直接のやりとりはしない。いわゆる関東経産局とのやりとりをしてくださいねというふうなことは言われていますので、そのルールには沿わなければならないと思っておりますが、一方で我々が本庁の直接の担当者ともう会って名刺交換もいたしましたので、そのあたりの細かい内容につきましては、実際に本庁の方とメールのやりとりをしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 今度は、その1ページのほうだけの説明になりますが、今後のやり方、2のほうにいくとは思いますが、この2のほう、これは後でいいか、終わってからにします。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 委員のほうでないようですので、これより傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、1ページの質疑を終了いたします。

続きまして、2ページの新規認定申請についての説明を求めます。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） それでは、2ページをお願いいたします。

3の新規認定申請についてであります。

新規認定申請に当たっては、新たな認定制度では事業計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれる場合に認定するとしており、認定基準の一つとして土地の確保が掲げられております。この土地の確保とは、発電設備の設置場所について所有権、その他の使用の権限を有するか、またはこれを確実に取得できると認められるものとしており、これを判断するための書類として、認定申請時に土地登記簿謄本のほか、土地の所有権を有していない場合は、①売買契約書、②賃貸借契約書、③地上権設定契約書、④権利者の証明書、この権利者の証明書は地権者による賃貸または譲渡証明書であります。いずれかの書類を添付する必要があります。なお、①から③までの契約書は停止条件付でも可となっております。

なお、本年4月のFIT認定審査に係る運用変更により、④の権利者の証明につきましては、本年5月末までに認定申請する場合は有効とするが、6月1日以降の申請については売買契約書、賃貸借契約書、地上権設定契約書の添付が必要となったところでございます。

また、5月末までの認定申請、権利者の証明書の添付による申請については、一旦認定となりますが、認定日から180日以内に売買契約書、または賃貸借契約書等の提出がなければ

認定が取り消しとなるものであります。

したがって、現在本市は発電所用地を取得していない状況であることから、権利者の証明となる譲渡証明書を添付して5月末までに設備認定を申請する必要があり、申請から4カ月後の9月末に設備認定を取得した後、180日目となる今年度末までに本市と地権者との間で発電所用地の売買仮契約書を締結する必要があります。

中ほどの図は、今ご説明した内容をフロー図化したものであります。

このような状況を踏まえ、繰り返しになりますが、日立造船では4月下旬に開催された経営者会議において既設備認定を取り下げるとともに、新たに設備認定、事業計画認定の取得について了承が得られたところであります。

また、本市においては、事業予定地の全ての地権者から、これまでの経過等をご説明、ご理解いただく中で、譲渡証明書が得られ、新規設備認定申請に必要な書類が整ったことから、5月29日に本市も同行し、日立造船は関東経済産業局に対し申請を行いました。

なお、仮に6月1日以降に申請する場合、本市にとって以下のリスクが考えられるところであり、そのリスクを回避するための5月中の申請を判断したところであります。

リスク①としましては、日立造船サイドでの事業化決定、決定機関である経営者会議及び取締役会の承認前に本市が事業用地を先行取得しなければならないこと。6月1日以降の申請は売買契約書か賃貸借契約書の添付が必要であるため、①を実行しなければなりません。

②としましては、土地の取得に時間がかかり、本年度内で設備認定申請ができなかった場合、FIT価格が下がる可能性があり、その場合、日立造船の社内の投資判断基準を満たさず、日立造船サイドにおいて事業化を見送る可能性があること。仮に、経済産業省においては、バイオマス発電に係る設備認定の申請期限を5月31日付で発表しており、今年度内の認定取得のためには本年12月6日までに申請することとされております。

また、FITの売電価格であります。風力や水力発電につきましては、昨年度末に今年度以降、3年間の価格を公表しておりますが、太陽光とバイオマスにつきましては来年度の価格は示しておらず、単価が下がる可能性が高いものと考えております。

さらには、③といたしましては、設備認定の取得が未確定である時点において、基本協定書を締結しなければならないことであり、本市のみならず日立造船もリスクを負うことになります。

3ページをお願いいたします。

今年度内での本市における土地の取得に当たっての対応、また本特別委員会に対するお願

いであり、4の当初予算の執行についてであります。

2ページの3の新規認定申請についてのとおり、来年3月末までに発電所用地の売買仮契約書を締結した場合につきましては、用地買収へのスケジュールを考慮いたしますと、今年度当初予算で計上しております不動産鑑定評価、物件補償費算定調査、用地取得料調査の業務委託につきましては早急に着手する必要があるところであります。

今年度内での用地取得のスケジュールを示しますと、用地測量、物件補償費調査につきましては、成果品の納入までに6カ月の期間を要しますので、逆算いたしますと7月中の着手が必要であります。不動産鑑定につきましては、4カ月の工期の中で12月補正予算の計上を見込みますと、同じく7月中の着手が必要であります。

設備認定申請から4カ月を経過した9月下旬には、設備認定が取得となり、10月中の日立造船における経営者会議及び取締役会の承認を経て、11月中に基本協定書を締結し、協定書の締結をもって12月定例市議会におきましては、土地の購入費、物件補償費を計上いたしました補正予算を上程いたします。

年明けの1月から地権者との用地交渉に入り、3月中のできれば早い段階において、仮になりますが売買契約書を締結したい考えであり、さきにご説明しました180日ルールを最大限に活用する考えであります。

以上が設備認定の変更手続の経過、その対応となる新規設備認定の申請、当初予算の執行についてのご説明となりますが、かねてより木質バイオマス発電事業に係る本体予算執行につきましては、慎重を期する観点から基本協定書の締結後と説明を繰り返しており、現にこれまで土地に関する予算についての執行はしておりませんでした。ご説明いたしました制度運用の変更による諸般の事情に鑑み、お示ししましたスケジュールによりご了解をいただきたくお願いするものでございます。

以上でご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 今説明を受けたわけですけれども、これ日立造船に新たにそういう形でもってなったときに、その前の段階からかなり、この委員会でもその状況の中で進展が遅くてどうなっているんだということはかなり言っているはずですよ。そういったものが

こういった形でもって甲斐市だけではなくて、日立造船にも多分そういったリスクというかそういうものを負わせているんだと思うんだけど、これをいろいろなそのリスクの中で日立造船だって、例えば売電価格が決定されていないという形の中でそういったリスクをもっていくわけですね。そこのところをしっかりと押さえて、本市のリスクというものも、まずいときのももリスクとして、そういうものを出していかないと、ここに踏み込めないんじゃないかと思うんだけど、その辺はどうなんですかね。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 当然ながら、私どもが基本協定締結する前に用地測量費とか不動産鑑定をするというふうな約2,000万円ほどの予算でございますが、基本協定書締結前にこれを執行するといったことが一つの私どものリスクでございます。ただし、日立造船サイドも当然ながら、まだ基本的には経営者会議のほうで新規取得をして、その木質バイオマス発電事業に取り組みというふうな一応決定もできている中で、いろんな林業者とのつながりとか、そういった部分についてもある程度期間が延びるという中で一つ日立造船サイドもリスクを抱えているところでございます。

いずれにしろ、11月に基本協定書を締結いたしますと、そのリスク管理というか双方の途中で、例えば事業を取りやめるといったことがある一方の意思でなつたとすれば、それは相手方がそれを賠償するというふうな基本協定書の内容にもなっておりますので、そんな形のほうでリスク管理をしていきたいと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水正二君） だから、そういったその契約内容が破棄という形になった場合、契約内容じゃなくて内容というか、そういうものの契約が履行されない場合のそういったものも基本協定書の中にあるということだけれども、要するにその用地を取得、例えば甲斐市で今用地を取得した、用地を取得するまでの費用はそれは負うかもしれないけれども、仮にそこまで行って用地を取得しちゃった場合に、それだってどこまでそれがその相手のほうでもって見るとかという基本契約の中にどういうふうな形になっているかわからないけれども、その後、例えば180日の間に甲斐市でもってその土地を取得して、もしそれが履行されなかった場合に、その土地自体はどうしていくんだということだって出てくるじゃないですか。そういうリスクというのをきちっとして行って、相手の情報も得てそういうふうに進んでいくということが、我々とすればそういうことが手順として、そういうやり方というのが普通だと思っただけだけれども、その辺はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本協定書を締結した暁には、本市が土地を確保しなければならないというふうな、当然ながら議員さんおっしゃるとおりリスクということになります。180日以内に取得できないというふうな可能性もゼロではないというふうなことの中で、その中でも、私どものほうはその土地を買いに行くというふうなことがある意味必須になってくるわけですけれども、地権者さんに今まで譲渡証明書をもらいに4月中に1軒1軒回って、状況も説明して理解していただく中で、ぜひこれが基本協定書を締結した暁には、年明けごろから議会の承認を受けて用地買収のほうにかかりたいという旨もご説明してありますし、地権者の方もぜひそのようにお願いしたいというふうなことを全員からいただいておりますので、その辺のことをまた基本協定書前には、また地権者さんのほうにもお伺いをしたり説明をしたりして、その辺のことを確実に事務方として確実にする中で、基本協定の締結をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水正二君） その今の件に関して、当然この事業を進めていこうというのであれば、当然用地の取得ということは当然やっていかなきゃいけないことですよね。だから、私が言ったのはそういったこともあるんだけど、そういったリスクということをちゃんとしていかなきゃいけないんじゃないのということなのね。

用地の取得にしても、前のときに、前というか、かなり前に有泉議員のほうから地権者の感触はどうだということの質問もあったと思うんですよ。そのときに感触もいいということで、だからそういった情報というのをしっかりして、大丈夫だという中のものの前提、それだってリスクはあるわけですよ。その中でそのリスク管理をしながらやっていかないとけないんじゃないのということを言っているんだけど。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 今回の取り組んでいる中の一番基礎となるものは、昨年5月に締結した基本合意書に基づいて動いているというふうな中で、基本的には私どものほうも細心の注意を払いながら、委員さんおっしゃるとおり、リスク管理もしながらその辺のことも取り組んでまいりたいと思いますし、今回設備認定が取り消しとなるといった事態につきましては、実はこれは、甲斐市側から日立造船さんにぜひ確認をしたいと、まだ不安定な状況はよろしくないの、ぜひ確認したいというふうなことで今回改めて本庁とのパイプを使いながらお伺いしたところ、こんなふうになったというふうな状況でございます。

いずれにいたしましても、私どものほうは非常に大切な事業でございますので、委員さんおっしゃるとおり、できる限りリスク管理をして、この事業を安全安心に進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 私が言っているのは、そういったことで要するにリスク管理をしていますと言葉では言っているんだけど、どういうふうなリスク管理をやっていくかというのを、やっぱりこの委員会にだってそういう形の中で示していきながら、確実な中で用地取得とかそういったことで、そういう事業に対しては私は反対しているわけじゃないんですよ。ただ、今までの経過からして、何度も何度も前の段階のときに時間がかかり過ぎじゃないの、どうなっているのという意見がこの委員会だってあったんですよ。そういう形の中で延ばし延ばしでやっていって、だめになって、結果的にだめになったということになったんではリスクをそのまま背負っていくから、そのところをちゃんとしてくださいと言っているんです。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的に今現時点のリスク管理というふうになれば、認定の日から180日以内に土地を取得するというふうなことが甲斐市の義務となっておりますので、その部分については非常にリスクが今のところはあるという中で、先ほどご説明したとおり、まず基本協定書を締結する前の段階ですので、ここにつきましては地権者との密接なコミュニケーションをとりながら、年明けに用地交渉がスムーズにいくように地権者ともコミュニケーションをとりたいというふうに考えております。

なお、基本協定書締結以降につきましては、当然ながら基本協定書に基づく基本的な双方のリスクというふうな部分が仮にどちらか一方が、どちらか一方の都合によってそれを事業から撤退という形になりましたらば、基本的にはそこまでの相手方にかかった費用につきましては賠償するというふうな内容になっておりますので、基本的に基本協定締結前というふうなところがリスクというふうになっておりますので、その辺は細心の注意を払っていきますし、必要になればこのバイオマス特別委員会のほうにもご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 例えばそういったいろいろな用地取得であり、いろいろな条件が出てくると思うんですよ、やっていかなきゃならん、事業を推進していかなきゃならんという部

分には。そういったことに対してやはり、甲斐市と日立造船の間で合意書なり何なりという形の中でリスク管理をしながら進めていくということも大事じゃないかと思うんだけど、その点はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 昨年締結しました基本合意書につきましては、あくまで基本的な事項を双方確認をする中でお互いがパートナーとして認め合って、そして詳細について協議をしていくという形の中での基本合意書でございます。

要はそこで協議を進めている中で最終的にこの基本協定書で、この特別委員会のときに前回お示ししました基本協定書の中で締結をもって、双方に今度は賠償責任が出てくるというふうなものになっておりますので、まだこの基本協定書の内容につきましては双方それぞれ、内容につきましてはおおむね合意しているところでございますが、実際に事業化になるというふうな形の中では、日立造船サイドではやはり経営者会議とか取締役会で承認を得る必要がある。それで承認を得る前にはやはり設備認定を持たなければ、まずその会議のほうに上程ができないというふうなことがございますので、いずれにしろこの締結後につきましては双方が責任を持つと。今の段階はこの前の段階ですので、細心の注意を払いながらリスク管理をしていきたいなというふうに思っております。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水正二君） わかりました。

その都度できるだけこの委員会に、そこの経過とかそういったものをやっぱり示してほしいと思うんですね。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） また本特別委員会に随時ご報告をさせていただきたいと思っております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 話戻って悪いんですが、固定価格買取制度のこの固定というのは何年、今のところなっていたんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 20年間でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 一番最初のほうで認定基準の一つとして土地の確保ということだと思うんですね。結局引っかけたのは、この土地の確保だけですか。そのほかいろんな基準があろうと思うんですよ。それは全てクリアーされているということですか。それも本庁と全て話し合った末ですか、この辺ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 前半のところで、ふるやから日立造船さんが設備認定の名義変更をやって、それは名義変更がなったというふうにご説明しましたけれども、設備認定を変更する際には、新規認定と同じものの書類を添付しなければならない。いわゆる燃料の調達先であるとか調達数量であるとか、そういったものを県のほうの林業振興課にそれを審査していただいて、名義変更とともにそれを国のほうに提出したら、それが認められて変更申請が認められたという話です。

今回審議申請に当たっては、全く紙を変えて、中身は同じものを出すと。ただし、その際には土地の登記簿謄本やそういった売買契約書なりをつけてくれと、土地が確保できるものをつけてくれというふうな今度は資料の内容が変わっていますので、いずれにしろ土地の確保以外につきましては既に審査が通っているものと考えております。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

保坂副委員長。

○委員（保坂芳子君） 先ほどリスク2,000万円の話が出たんですけれども、こちらが2,000万円のリスクを負うという。向こう側のリスクというのは今現在どうなんですか、この事業に関しての。わかっていますか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） あえて私どものほうで予算を事前に執行するというふうな中で、金額とすれば予算ベースで言えば2,000万円というふうなことでリスクがあるというふうにはご説明したところでございます。

日立造船サイドで今どのくらいの費用をこの事業に対して費やしているかは私どものほうは直接は聞いておりませんが、非常に、日立造船さんにつきましても平成27年から木質バイオマス発電事業に山梨県で取り組みたいというふうな形でやっておりますので、人件費はもとよりそれなりの経費はかかっておりますので、ここで事業を取りやめということ

は考えてはないというふうに考えておるところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 保坂副委員長。

○委員（保坂芳子君） その辺は計算、聞けないことなんですかね。聞いても本当のこと言わないということですかね。聞く必要なくもないかなと思う……どうなのでしょうね。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 特に私どもは積極的に聞くつもりはございません。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません。ちょっと一応確認なんですけれども、5月29日に申請を出して、予定だと4カ月後の令和元年に獲得できます。そうすると今度新しい制度があるので、4年以内に運転を開始するということは、令和4年9月には事業がスタートしている状態になっているということですよ。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 私どもが来年の3月末までに土地の契約書をした後に、そこから私どものほうで造成工事とかをして引き渡すというふうなことで、基本的にこの予定でいきますと、令和4年の秋ごろに商業運転が開始というふうなことを計画しているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに委員のほうで何か質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 委員の質疑ないようですので、委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、ございますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、確認なんですけれども、何度もおっしゃっているので聞くのもなんですけれども、この認定申請というのは、書類に不備がなければ必ず通るものなのかどうか、そこをお答えいただければと思います。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的に書類に不備がなければ、標準審査期間の4カ月を経て認定になるものと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 質問2問しかできないので、ちょっと中途半端になってしまうかもしれないんですが、先ほど清水委員がおっしゃったそのリスクの話でいうと、例えば東電と接続契約していますよね。もしこの話が、じゃ何らかの理由でだめになっちゃった場合、そういった接続契約が今、日立さんが多分お持ちになっていると思うんですけども、そういった違約金のときに、じゃ両方で折半だとかそういう話になってくるんですけども、そういった話とかも含めて、さまざまなリスクに対して、さっき清水委員がおっしゃったように対策を練っていかなければならない。最悪のケースも考えながらやっていかなきゃいけないという中で、じゃそういったところもどうなんですかというところなんですけど、そういった接続契約とかそのほかかかわってくる部分についてどういう考えをお持ちなのか、お答えください。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本協定書を締結した前も後につきましても、基本的に先ほど横山議員さんがおっしゃるとおり、例えば東電の接続契約なんかは日立造船さんが当然ながら締結している中で、今月中には2億5,000万円中の1,000万円を手付金として払う、そして本年12月末には残りの残金の2億4,000万円を払うというふうな東電との契約になっているというふうに伺っております。

それが例えば支払われた後に、もしこの事業が取りやめになった場合についてはというふうな話でございますが、基本的に接続契約につきましては東電と日立造船さんがしているものでございますので、本市につきましては、そこについては責任を負わないというふうな形になります。

いずれにしろ私どもとすれば、私どもはあくまで土地を確保して、土地を受け渡すという役目でございますので、当然その部分については我々がそれができなかったときという部分については一つのリスクでございますが、それ以外の設備認定を取得する、そして東電と接続契約するという部分に関しては、これは日立造船サイドの責務でございますので、そこについては我々の責任は及ばないというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 基本協定書（案）が、3月4日の委員会で、その前にもあったかな、

説明があったんだけど、これに変更の部分は全くないですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的な内容については一応合意しているところではありますが、まだあちらの法制部門の結論が出ていないというふうな内容の中で、まだ流動的な部分がございます。一文を加えてほしいという部分、土地に関するその内容につきまして一文を加えてもらいたいという話もございますので、そういったことを我々としても内容を詰めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしろ、今のところはまだ完全にこれが固まっているというような状況ではございません。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） その中で、土地の件で今いろいろ話が出ているわけなんだけど、農振の除外とか農転の第5条とか、いわゆるややこしい問題の部分があると思うんだよね。その中で設備認定の取得が9月、基本協定が11月、地権者と1、2月に交渉と、その前に補正予算を組んで予算を盛ると。そうすると、本来であれば基本協定書の前に地権者と100%に近いぐらいまとまっていなければ、地権者との1月、2月にやるのは取引上の契約の段取りだけでしょう。事前交渉というのはそのずっと前に、この30筆以上、農地の部分、これ全部問題が解決していると。現状でもう既に問題が解決しているという文章だよ、ここだと。という状態の認識で間違いないですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） まず地権者とは、これまでも何回かお会いして話もさせていただいております。また、今回4月には、この譲渡証明書を取りに地権者のほうにお伺いをして、全員が全員、土地を市のほうに売り渡すということは承知をしているというところでございます。

また、それも踏まえまして、さらには基本協定書締結前には、また地権者ともお会いして、土地の買収の仕方というふうなものについてご理解もいただきたいと思っておりますし、その辺のご意思のほうも固めていてもらいたいというふうに考えております。

あと、農振の除外という話が出ましたけれども、この農振の除外については、もう既に全ての事業予定地につきましては農振の除外はなっております。

農地転用につきましては、あくまでも私どもが地権者さんと用地買収が終わってから、用地買収が終わって、そして用地買収が終わった結果、議会のほうに議決をいただいて、そし

て農地転用の申請と、5条申請というふうな段階でございますので、いずれにしろ、まず地権者さんとの用地交渉がスムーズに行くことが大切ではないかと思っています。

重ねてでございますが、地権者さんにはこれからも丁寧に理解していただくように、コミュニケーションのほうは十分にとってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

赤澤議員。

○議員（赤澤 厚君） ちょっと基本的なことをお話ししたいんですけども、このバイオマス事業というのはもう4年たつただけけれども、今までは、前がふるや産業が資金的な問題でだめになったと。今回もスムーズに行くと思ったら、本当ならば今月協定書を結ぶという予定だったけれども、これも延びていると。市としたら一生懸命やっていて、それは我々も努力は認めるだけけれども、ほとんどは文書の問題でいろんな問題が延びたり中止になっているんだよね、基本的に。皆さんしっかり努力して、その上で事業として取り組んでいるということは十分わかるだけけれども、市としても職員を担当を置いてやっているだけけれども、どうもこの事業において今までスムーズにっていない。本当はちょっと、先ほどいろんな議員からリスクの問題、いろんな問題が出ているだけけれども、ちょっと心配になる面もあるんだよね、本当に。

あくまでも相手があつての事業で、市はそれなりに取り組んでいるだけけれども、余り、これありきという形ではなくて、市としても、これでやっていかなきゃならん、これはこの事業ありきじゃなくて、それはもっと慎重にやっぱりやっていく必要もあると思うんだけど、その辺のお考えを再度お聞きしたいんですけども。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 今回日立造船さんと設備認定が近い将来的に取り消しになったり、また新規に今度は取得というふうな部分でございますが、これについては大変申しわけございませんが、1ページに書いてあるとおり、FIT法の改正、そしてガイドラインの改訂というものが出て、いわゆる私どものスピードよりは法改正なり、そのルールが変わってきた。その波にのまれてしまったというふうな状況の中で、実際には日立造船サイドではふるやからの設備認定の継承も受けて名義の変更もしたただけけれども、それでは新しい制度の中ではそれが取り消しになるというふうな形の中ですので、いずれにしろ現ルールにのっかってこれからやっていくと、ある意味、その設備認定もクリーンな関係になって再出発というふうになりますので、この事業のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤議員。

○議員（赤澤 厚君） 当然さっき言ったとおり、市としては一生懸命やっていると、それは我々も評価しているんです、基本的に。ただ、FIT法が4月に改正されたと、1年以上かかって今この問題が出てきたと。この前の委員会のときに、もう協定結ぶような話が出たんだよね。その前にもうこの認定はかわっていると、基本的に4月にかわっていたんだからね、基本的に。そこにいくこと自体もちょっとどうかなと思うんだけど、今さらそう言ってもしょうがないけれども、言いたいのは、やっぱりこれはこの企業ありきじゃなくて、やっぱりいろんな面において市にいかにもメリットがあるかという、それを頭に置きながら慎重に事業を進めてもらいたい。これは部長に要望しておきます。部長、どうですか。

○委員長（内藤久歳君） 石合部長。

○生活環境部長（石合雅史君） 最初に中込課長のほうから詳細な説明を行っております。ふるやから日立造船に事業主体が変わったこと。また、FIT法が改正になりまして、我々、また日立造船が想像していなかった事態、取り消しという事態につながってしまったこと等々が重なりまして、今回日立造船が改めて申請をし直すと、仕切り直しの部分が非常に強いわけでございます。

この資料の2ページ、中ほどの認定までの流れ、さらには3ページのこのスケジュール、これに沿った形でのいわゆる市の責任分野をしっかりと果たしていくことが一日も早い事業の実施につながるものと、即ちリスクの軽減にも最大限寄与できるものという我々感覚で、今後も日立造船といろいろな意識を共有しながら、また、国の本庁のほうと直接内々で話をしまして、しっかりと裏をとった中で地方事務所のほうにいろいろ書類を上げたりというようなことを行いながら、確実な事業実施に向けた取り組みを今後もやっていきたいというふうにご理解をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、日立造船（株）における設備認定の変更手続きについてを終了いたします。

次に、（2）その他に入ります。

バイオマス関連で環境課よりその他報告がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） なければ、委員よりその他何かありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 事務局にちょっとお願いをしたいんですが、市議会旬報の5月25日号の8面に、佐賀市のバイオマス産業都市構想がちょこっと載っています。ちょっと興味を引く内容なので、どんな事業か、調べるといってもあまり細かなくて結構なんですけど、大体事業の概要などを調べてもらえたらと思います。5月25日付、市議会旬報8面。

○委員長（内藤久歳君） 長田書記。

○書記（長田大地君） それでは、確認のほうをさせていただきます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） このスケジュールで今進めていくと、この事業をやる方向でいくんでしょうけれども、これと並行して地元の説明会等はどういうようなことになっているんですか。あそこに隣接するのは笠石地区と菖蒲沢地区か、そういういろんなことがまだ確定はしていないけれども、おおよそのものは事業の内容というのはわかっていますよね。そういうものやっていくためには、早いうちからやっぱり地元の理解というのを得ておかなきゃいけないと思うんです。その辺のスケジュールのほうはどうなんですかね。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 周辺地域の自治会のほうには、昨年8月に第1回の説明会をなさいました。そこでいろんな要望なりというそういったことも受けました。実際にはそれ以降、並行して日立造船さんのほうでは自主的な環境アセスメント、実際に騒音がどのぐらいの状況になるのかとか悪臭とかそういったものを宮の郷のバイオマス発電所のデータも入れながら、実際に自主アセスを行って、それが終わったというふうに聞いております。

実際には、基本協定書を締結する前には、先ほどの地権者もそうなんですけれども、地元のほうには地元からいただいた要望なりそういったご意見、そして日立造船さんが独自にやった環境アセスの結果、その対策といったものは基本的に基本協定書締結前には地元の理解をいただくという部分が重要でございますので、説明会のほうは開催を予定しているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員よりその他何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） それでは、引き続き、次第の4、その他を行います。
委員より、特別委員会関係でその他何かありますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、事務局。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、その他を終了します。

以上をもちまして本日の日程を全て終了いたしました。

これをもちましてバイオマス産業都市構想特別委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時31分